

第6期夢育で・たちかわ子ども21プラン推進会議 要旨

| | |
|------|--|
| 会議名 | 夢育で・たちかわ子ども21プラン推進会議(第2回) |
| 日時 | 令和7年12月11日(木)18時30分～20時30分 |
| 出席 | 出口彩弓、阿部渉、乙幡京子、田野倉宏美、山口聡、高田由利香、樋口睦子、土方崇、秋山俊、平野静香、米原立将、佐藤米子、小松佳世子、上野耕介、綾部敬之、山中ゆう子、坂下香澄、住吉あゆみ、土屋美津子、山下陽子、飯野心咲、大平明宙、清水優輝、山下主晴(委員名簿記載順・敬称略) [事務局] 矢ノロ子ども家庭部長、平川子ども政策課長、井田子ども政策係長、高野、加藤保育課長、林給付係長 |
| 欠席 | 金子恵、北島宏晃、伊東祐也(委員名簿記載順・敬称略) |
| 配布資料 | 資料1 夢育で・たちかわ子ども21プラン推進会議委員名簿(修正版) 資料2 【立川市】第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画 資料3 第4次夢育で・たちかわ子ども21プラン 成果指標・主な取組指標 実績 |
| 会議場所 | 立川市役所 101 会議室 |

1. 委員の任命について

- ・市長に代わり、子ども家庭部長より、前回欠席された委員の方々に対して辞令の交付。
- ・委員より自己紹介。

2. 令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制について

- ・事務局より、資料2に基づき、こども誰でも通園制度の事業概要について説明。また、市町村子ども・子育て支援事業計画代用計画としてプランに追加する「こども誰でも通園制度の利用需要と提供体制」について、対象児童数や利用率等をもとに、概ね50名程度を必要定員数として確保していく必要がある旨を説明。

3. 委員向け研修

- ・「子どもの権利」を考えよう ～どのように子どもたちと向き合うか～ 講師:秋山委員

1. 子どもって?人権って? ～みんなちがってみんないい～

「子ども」とは。「人権」とは。誰もが「個性ある人」として「安心」「自信」「自由」を保障される。

2. 「子どもの権利」とは? ～子どもたちとの向き合い方～

「子どもの権利」に関係する法体系。なぜ「こども基本法」が必要か。「子どもの権利条約」の4つの原則。大人が子どもたちとどう向き合うか。子どもの意見表明権を保障するために。

3. 自治体に求められること ～子どもの権利条例の必要性～

「こども基本法」と地方自治。子どもの権利条例の必要性と中身について。

4. 研修を受けた感想

- ・権利という言葉と、その権利が大事というのは何となく分かっていたが、その中身についてあまり知らなかつ

た。今回の研修で、判断材料を提供するということと、その子どもの意見に対して応答することがとても大事だということを学んだ。

・自分の家は、祖母・祖父・親・子どもの3世代で住んでいる。祖父が通所をしているが、祖父の意見を聴かずに予定外の通所を入れたとき、本人がとても怒ったことがあった。そのときは通所を入れたのは仕方がないことだと思っていたが、今回の研修を受けて考え方が変わった。

・前回までは、子どもの権利と言ってもよく分からなかったが、今回の研修で少し理解できた。ただ、まだ理解できていないところもあるため、家に帰ってもっとしっかり学ぼうと思った。

・とても勉強になる貴重なお話が聞けた。人権という概念の中で、「傾聴」についての話が個人的に好きだと感じた。普段の生活では、話を聞いても「そうだね」で終わってしまうことが多く、「傾聴」まではできていないが、「傾聴」は意見を聴く上で大切だと思った。将来大人になったときに、子どもの意見に耳を傾けられる存在になりたい。また、友達同士や年下の子どもに関わることがあったら、意見を「そうだね」と受け取り、その子の見ている景色や気持ちを聴けるようになりたいと思った。

・自分の子どもたちはもう大人になっているが、今日の話聞いて耳が痛い部分もあった。孫が生まれたので、意思疎通ができるようになったら、まず人権について話をして、「あなたは守られているよ」と伝えたい。また、理不尽に怒られている子、例えば「お兄ちゃんだから我慢しろ」と言われている子を見かけたら、「子どもにも権利があるんだよ」と言ってあげたいと思った。

・豊島区の条例の前文が「子どものみなさん」と始まっているが、自分自身にも置き換えて読むということも、大切だと思った。今、地域の居場所づくりをやっているが、大人は子どもに対して「守ってあげなくては」、「指導してあげなくては」と思っている方が多い。でも、大人も昔は子どもだったし、子どもも将来大人になる。みんな持っているものは一緒だ、ということも大人自身が認識したほうが良いと、地域の居場所づくりをしている中で感じることもある。大人は子どもに「何かしてあげなくては」、「次は何がやりたい?」と聞くことが多いが、子どもから「私はこれをやりたい」、「これができるからこうしたい」と言えることもある。大人は子どもを信頼し、甘えてもいいと思う。一人一人が頼り頼られるということを一生涯かけてやっていきたい。

また、判断材料を提供するということで、一人一人の理解力と年齢に合わせた上で、子どもに正しい情報を伝え、ただ「やめろ」と言うのではなく、本人がやめようと思う情報提供をしなければいけないと思った。

Q 日本は子どもの権利について後進国だという話があったが、子どもの権利条約について、諸外国の状況を伺いたい。外国の方は自分の意見をはっきり言う傾向があるが、それがこども基本法や条例といったものが早期に整備されたことと関係はあるのか。

A 発展途上国では5歳未満の子どもが守られていなかったが、子どもの権利条約が採択されてから子どもの死亡率が低下した。諸外国でも、子どもの売買や危険な労働を強いられている子どもの数が減少してきた。先進国でも、条約に批准した各国は、子どもたちの権利を実現するための国内法を整備していった。

日本では、5歳未満の子どもの死亡率は低く、子どもにとっては生きやすい社会ではあるが、それでも学校のルールは子どもに沿っていないのではないかと、援助交際と言われる少女の売春がまかり通っているのではないかと、ということで、国連の子どもの権利委員会から指摘を受け続け、まだ改善されていないものがあると言われていた。そのうちの 하나가、成人年齢は二十歳なのに、結婚年齢が男性は18歳、女性は16歳のままで

あったこと。子どもに関する総合的な法律もできていなかったのも、日本はきちんと整備していると言うには無理があった。そこで「こども基本法」をつくり、子どもに関する総合的な法律として守るということになった。子どもの権利について「後進国」というのは、子どもを大事にしていると言っている割に、なかなか変わらなかったこの30年ぐらいの日本の状態がある。

Q 諸外国で子どもの権利条約に則った基本法ができ、子どもの意見表明がしっかりしているから、外国の方は自分の意見をきちんとと言えるということにつながっているのか。

A アメリカは条約に加盟していない。アメリカは憲法を大事にしている、加盟すると他から色々指摘を受けるので、一貫して入らない。

またベトナムでは、日本よりも先に子どもの権利条約に加盟していた。自分の権利を主張するという意味では、たとえば道路での自己主張は日本よりも多くみられる。ただ、そういう権利の主張はするけれども、一方で男女関係や年齢、年長者のことを敬わなければいけないなど、それぞれの文化において課題はある。北欧などでも、日本よりも進んでいる面もあるが、まだまだ女性に対する暴力などもある程度の割合であるし、実は子どもの虐待もある程度ある。子どもの最善の利益というのは、「こうすれば実現できる」というよりも、みんなですべて話し合っていかなければならないことだと思う。性別のことも、年齢のことも、自由に、安心して暮らせるように、大人も話し合わなければいけない。目標をしっかり持ってみんなですべてを実現しよう、というように共有すべきものとして考えられると良い。

・こども基本法と自治体のお話のところでも、まだ進めていない自治体が多いということだが、自治体でも重要なことだと認識しているのになかなか進まないというのは、何が核になっているのだろうかという疑問に思った。一方で、条例ができる前に大人になった人は、押さえつけられて育った人もいる中で、子どもたちと対話を重ねて子どもの権利を守っていくということに、ハードルがある人も一定数いるのではないかと。それこそ大人も子どもも関係なく尊重されるべきだし、権利を守られないまま大人になった人たちが受けることができる研修やコミュニケーションの場があると、またそれが広がっていくのではと思った。

・権利を主張するなら義務を果たす必要があると発言する人もいるが、憲法には、義務を果たさないと権利が保障されないとは書かれていない。国民の三大義務（教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務）は書かれている。でも、その義務を果たさないと人権が保障されないとは書かれていない。義務が果たせてなくても、生まれながらにして持っている人権はある。権利と義務がセットと言われるのは、子どもに権利があり、大人に義務があるという意味でセットだが、権利と義務のベクトルが異なっている。

だから、子どもの権利を保障するためには、やはり大人が変わらなくてはならない。大人には義務がある。その大人も、もともとは子どもだったというのは本当にその通りで、自分たちが子どものときに守られていなかった権利を守ろうというのは何となく難しい、納得いかないような気持ちもあると思う。でも、やはり子どもが幸せなほうが良いと思うので、自分が子どものときにされて嫌だったことや権利が保障されていなかったことはある程度忘れ、大人になって子どもの権利が守れるような立場になることができた、というふうにと考えられると良い。

4. 第4次夢育で・たちかわ子ども21プランの実績について

(1) 事務局より、資料3に基づき、第4次プランの振り返りとして、令和6年度の実績について説明。

(2) 委員からの主な意見は以下のとおり。

・チャイルドラインたちかわの件数について、令和2年度が落ち込んでいる。また令和6年度では倍ぐらいになっている。コロナの影響があって数字が落ち込んだのか、どういう要因で減り、どういう要因で増えたのかが気になる。人との関わりが減る中で相談が減ったのか、もしくは情報提供の機会が減ったから相談に結びつかなかったのか。また、教育相談ケース数も同じような傾向がある。コロナ禍のところで 894、令和6年度では 1,025 と増えている。同じような関係性があるのではないかと思うので、教えていただきたい。

また、学校が楽しいと感じる児童生徒の割合が、コロナ禍と今と、それほどパーセンテージが変わらない。人との交流のあるなしが、あまり小中学生の学校の楽しさに影響していないのか、ここも不思議に思うところなので、もし情報があれば参考にしたい。

・チャイルドラインは、コロナ禍、物理的な理由で開設できないこともあった。また時間を短縮したこともあった。全国的に言えば、コロナ禍でも子どもたちの電話は頻繁にかかっている、需要はあった。ただ、受ける側として、どこのチャイルドラインでもコロナの影響で開設できないなど、物理的な事情があった。数字もそこが表れている部分となる。

(事務局より)

・教育相談は事前に申込みを受け、空き状況の調整やインテークで2週間くらい先の予約を取ることが多い。それでも、当日に罹患しキャンセルになると、その日一日相談者がいないということもある。相談は一人一人個室で行うため、密集するような場所で行う催しより比較的实施しやすかったが、それでも罹患などで直前キャンセルになったケースは結構あると推察している。また、学校で臨時休業措置をしている期間もあったため、コロナの影響は相当あると思われるが、担当課にも確認をし、次回改めて回答する。

6. その他

(1) 委員からの報告

(子ども委員より)

・「ワールドキャンパスinデンマーク&スウェーデン#つながる世界の10代」という、都内の中学校1年生から高校3年生の6学年を対象に10人が毎年選ばれ、3月末に渡航し、実際に国を見に行き、子どもの権利や子どもの居場所、職業体験について理解を深めていく事業がある。今回、第3期の代表として参加することになった。このプロジェクトに参加させてもらえるのは、夢たちの会議で勉強させてもらったことが大きい。また渡航後も情報をお伝えし、得られた経験をこの会議に生かしていきたい。

・映画上映会 ドキュメンタリー映画「こどもかいぎ」についての告知。

(2) 事務局からの連絡

・第3回推進会議は、3月3日(火)302 会議室。

以上